平成２３年（フ）第９８号
新潟県燕市一ノ山１丁目10番地　サンガーデン一ノ山一丁目Ｂ204号、前住所新潟県燕市野中才1007番地
債務者　吉田　美香
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第１１号
新潟県燕市大曲2829番地
債務者　石田　照雄
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第８２号
静岡県沼津市玉江町３番15号　エミ美容院裏アパート
債務者　山本　昌史
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１６０２号
大阪府富田林市清水町３番８―602号、前住所大阪府藤井寺市国府３丁目５番31号
債務者　住吉　一広（旧姓大津）
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６６３号
堺市南区檜尾48番地３、元事業所所在地大阪市中央区西心斎橋２―４―８　ダイキビル２Ｆ
債務者　リストランテイルジェメッロこと　葛西　実
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１８４号
堺市南区若松台１丁４番24―209号
債務者　原口　孝博
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１９４号
堺市西区浜寺船尾町西４丁403番地　シェリール浜寺103号
債務者　松下　夏紀（旧姓輪賛）
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１９６号
堺市南区竹城台４丁２番１―203号、前住所大阪市浪速区大国３丁目３番23―1108号
債務者　劉みどりこと柳みどりこと　吉村みどり
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２２３号
大阪府富田林市若松町西１丁目1865番地６―201
債務者　吉田　英司
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２２７号
堺市南区三原台１丁３番44―306号
債務者　中山　玲子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２３０号
堺市西区上野芝向ヶ丘町６丁18番12号
債務者　阪口　三次
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２３３号
堺市中区深井中町984番地８
債務者　神谷　剛志
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
香川県三豊市詫間町詫間3500番地20
債務者　川口　　勝
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第６０号
香川県三豊市詫間町詫間3500番地20
債務者　川口多鶴子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第６１号
香川県三豊市詫間町詫間3500番地20
債務者　川口　泰弘
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第５号
北海道檜山郡江差町字陣屋町127番地の７
債務者　田邊　郁子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　函館地方裁判所江差支部

平成２４年（フ）第１５号
山形県鶴岡市鼠ヶ関甲249番地
債務者　五十嵐真一
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第２７号
福島県喜多方市豊川町米室字大上川原5313番地２、前住所福島県喜多方市字越巻3748番地34　キャッスルムトウ103号
債務者　松田征矢子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係